

令和3年5月14日

小山市長 令和3年5月 定例記者会見

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 市長発表内容
 - 1 新型コロナウイルス対策について
～小山市における新型コロナワクチン接種等の状況～
 - 2 コウノトリのヒナ愛称の命名式・コウノトリの野生復帰事業に係る感謝状贈呈式の実施について
～皆様から応募いただいた愛称の選定結果を発表します！～
 - 3 外国人相談体制の整備拡充について
～多文化共生社会づくりのため、多言語行政サービスの充実を図ります～
- 4 部長等発表内容
 - 1 令和3年第2回市議会定例会提出予定議案について
 - 2 小山市地域おこし協力隊辞令交付式について
～こんにちは！4人目の小山市地域おこし協力隊員です！～
 - 3 渡良瀬遊水地コウノトリ交流館開館1周年記念イベントの実施について
～開館1周年を迎え、多くのお客様にご来場いただきました！～
- 5 閉会

記者会見資料

保健福祉部 健康増進課

1. 件 名

新型コロナウイルス対策について

～小山市における新型コロナワクチン接種等の状況～

2. 内 容

新型コロナワクチン接種について、以下のとおり現状をご報告いたします。

(1)高齢者集団接種状況(令和 3 年 5 月 13 日現在)

日	対象者数	接種者数	余剰数	ワクチン余剰の理由(内訳)		体調不良者
				キャンセル	接種不可	
4/21	325	320	5	5	0	1
4/22	325	320	5	2	3	0
4/24	325	318	7	7	0	1
合計	975	958	17	14	3	2

※健康医療介護総合支援センターで実施し、2 回目接種のキャンセル及び接種不可は 3 人(5/12 は 1 人、5/13 は 2 人)となり、医療従事者に接種

(2)医療従事者等のワクチン接種状況(令和 3 年 5 月 13 日現在)

		新 小 山 市 民 病 院	連 携 型 接 種 施 設	その他医療 従 事 者	消 防 署 職 員	合 計
接 種 対 象 者		834	2,073	2,511	215	5,633
接 種 済 者	①新小山市民病院	834		58	57	949
	②連携型接種施設			52	21	2,146
	③ 集 団 接 種			17	0	17
	合 計	834	2,073	127	78	3,112
接 種 率 (%)		100	100	5.1	36.3	55.2

※①の 949 人と、③の 17 人のうち 10 人は 2 回目接種済

※②の 2,146 人については 1 回目接種済、現在は 2 回目接種実施中

※連携型接種施設は、朝日病院・小山整形外科内科・光南病院・杉村病院・南栃木病院・リハビリテーション翼の舎病院・小山すぎの木クリニック・野木病院・リハビリテーション花の舎病院

3. 今後の予定

集団接種および個別接種について、以下のとおり検討しておりますので、ご報告いたします。

(1)医療従事者への集団接種について

- ・1クール 5月17日(月)～5月21日(金)・6月7日(月)～6月11日(金)
 - ・2クール 5月31日(月)～6月4日(金)・6月21日(月)～6月25日(金)
- ※健康医療介護総合支援センターで、全日18:00～20:00(270名/日予定)

(2)個別接種について

小山地区医師会と協議し、「医療機関向けの説明会」を健康医療介護総合支援センターにて、5月20日(木)、21日(金)に開催し、個別接種に協力していただくようお願いいたします。

(3)高齢者の集団接種について

7月末までに終了出来るよう以下の点を調整中です。

- ・6月中旬から週に4日、1日2会場(1会場は常設を予定)で集団接種が実施できるよう検討しておりますが、「接種医師を確保」できるよう小山地区医師会に協力を依頼中です。
- ・皆様が予約で困らないよう「予約方法」について検討しており、具体的な方法が決まりましたら、改めて対象の方に個別で通知させていただきます。

記者会見資料

総合政策部 自然共生課

1. 件 名

コウノトリのヒナ愛称の命名式・コウノトリの野生復帰事業に係る感謝状贈呈式の実施について

～ 皆様から応募いただいた愛称の選定結果を発表します！ ～

2. 内 容

小山市ではラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」の「保全」と「賢明な利用」のため、コウノトリをシンボルとした貴重な湿地環境の保全と地域の活性化に取り組んでいます。

この度、渡良瀬遊水地第2調節池内の人工巣塔に定着したコウノトリ「ひかる」・「レイ」ペアのヒナ誕生を記念してヒナの愛称を募集したところ、市内外から500件を超える応募をいただきました。

つきましては、下記のとおり「コウノトリのヒナ愛称の命名式」および昨年度に引き続きコウノトリの野生復帰事業に対して、多大な貢献をされた企業に対する「感謝状贈呈式」を行います。

記

(1)日時 令和3年5月22日(土) 午後1時30分～午後2時

(2)場所 渡良瀬遊水地第2調節池堤防上 生井桜つつみ公園

※雨天時は生井公民館(小山市大字生良1054-2)にて開催

(3)内 容

<感謝状贈呈式>

前田建設工業株式会社 与良川作業所、株式会社富岡工業、岸本工業株式会社

<命名式>

主催者挨拶

来賓挨拶

愛称披露

記念撮影

※ 渡良瀬遊水地周辺の4県4市2町の首長、議長が出席します(予定)

※ 愛称については、応募結果を踏まえて、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会において決定します

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、内容は変更になることがあります。その際には改めてお知らせいたします

3. 問合せ

小山市 総合政策部 自然共生課 TEL0285-22-9354

記者会見資料

市民生活部 国際政策課

1. 件 名

外国人相談体制の整備拡充について

～多文化共生社会づくりのため、多言語行政サービスの充実を図ります～

2. 内 容

急増する外国人住民への相談に対応するため以下の施策に取り組みます。

① 多文化共生総合支援センターの相談体制強化

(1)外国人相談員(英語担当)の勤務形態を、週1日のみ(月曜)から、令和3年4月、新たに1名採用し週5日で対応可能としました。運営については法務省の交付金を活用しております。

(2)新庁舎移転に伴い、相談窓口直通のメールアドレスや電話回線を増設し、来庁しなくても相談しやすい環境を整備しました。

(3)人材派遣企業や相談員のフェイスブック等を通じた周知を展開します。

【多文化共生総合支援センター概要】

相談員:4名(英語2名、スペイン語1名、ポルトガル語1名)

開設時間:平日月曜から金曜(祝日・年末年始除く)午前9時から午後5時

問合せ先:(電話)22-9678(英語優先)、22-9439(スペ・ポル優先)

(メール)ds1-kokusai@city.oyama.tochigi.jp

② 翻訳ガイドライン(英語)の策定・配布

(1)市情報作成時に、その都度別の従事者が翻訳し様々な訳語に変換され、翻訳文章の多様化・統一感のなさが外国人住民にとっても混乱を招くことにつながっていました。その問題を少しでも解消し、統一的表記を促進させ、どう翻訳するのが適切か各課での目安となるようガイドラインを作成しました。市町における当該構成のガイドラインは県内初となります。

(2)5月17日に各課に配布します。また、市ホームページでの公開や国際政策課でも冊子を配布し、市民の方も手に取れるようにいたします。

【翻訳ガイドライン(英語)概要】

第一部:用語集

各課に掲載を希望する用語を掲載(部署名や窓口でよく使う用語等)。

第二部:会話集

窓口でよく使うと想定される基本的な言い回し(「どうかされましたか」、「〇〇課は何階です」)を国際交流員職員が選定し掲載。

令和3年第2回市議会定例会提出予定議案総括表

○議 案 14件（議案第54号～67号）

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ・補正予算に関するもの | 1 件（5 4 号） |
| ・条例に関するもの | 6 件（5 5 号～6 0 号） |
| ・小山市立体育館整備及び運営事業の
事業契約の一部変更に関するもの | 1 件（6 1 号） |
| ・建設工事請負契約の締結に関するもの | 1 件（6 2 号） |
| ・建設工事請負契約の一部変更に関するもの | 1 件（6 3 号） |
| ・財産の取得に関するもの | 1 件（6 4 号） |
| ・人事に関するもの | 1 件（6 5 号） |
| ・条例の承認に関するもの | 2 件（6 6 号～6 7 号） |

○報 告 8件 (報告第2号～9号)

- ・専決処分の報告に関するもの 2件（2号～3号）
- ・継続費及び繰越明許費繰越計算報告に関するもの 6件（4号～9号）

議案番号	件名
議案第54号	令和3年度小山市一般会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 8億5,259万6千円 補正後予算総額 652億2,322万3千円 ○歳入内訳（単位：千円） ・国庫支出金 455,446 ・繰越金 156,450 ・市債 240,700 ○歳出内訳（単位：千円） ・低所得子育て世帯特別給付金（ひとり親）給付事業費、同事務費 100,800 ・低所得子育て世帯特別給付金（その他）給付事業費、同事務費 158,196 ・農地耕作条件改善事業費 99,600 ・大谷地区道路整備事業費 242,000 ・3・4・101城東線道路改良事業費 62,000 ・城山（祇園城）公園再整備事業費 140,000 ・間々田八幡公園改修事業費 20,000 ・生涯学習センター施設管理費 30,000
議案第55号	小山市介護保険条例等の一部改正について 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、所要の改正をするもの (1) 内 容 - ア 延滞金及び還付加算金の割合並びに用語の見直しを行う - イ その他文言の整理を行う (2) 施行日 公布の日
議案第56号	小山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するため緊急に行われる措置に係る作業に従事した場合に、特例による防疫作業手当を支給することになったことから、本市においても同規則に準拠し、新型コロナウイルス感染症に係る危険な作業に従事した場合に特殊勤務手当の特例として支給できるよう、所要の改正をするもの (1) 内 容 - ア 危険な作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例として、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務に従事した職員に対し、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）を支給するよう改める - イ その他文言の整理を行う

	(2) 施行日 公布の日から施行し、令和3年4月1日以後の勤務について適用
議案第57号	小山市国民健康保険条例の一部改正について 小山市国民健康保険条例（以下「条例」という。）附則第2項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症の定義規定を引用していたが、同法の一部改正により引用先の条文が削られ、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義について、条例に規定する必要が生じたことから、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症について、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める (2) 施行日 公布の日
議案第58号	小山東工業団地地区地区計画の一部変更に伴う小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 小山栃木都市計画の小山東工業団地地区地区計画が令和3年3月30日付けで一部変更されたことに伴い、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 小山東工業団地地区整備計画の南地区内における建築物の用途の制限について、法の建築規制と重複する事項を削る イ その他文言の整理を行う (2) 施行日 公布の日
議案第59号	小山市立学校設置条例の一部改正について 令和4年4月に開校する新しい学校の校名を小山市立豊田小学校とし、学校教育法で定める学校種を小学校とすることに伴い、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 市立小学校の名称及び位置を定める表中「小山市立豊田南小学校」及び「小山市立豊田北小学校」の名称及び位置を削り、「小山市立豊田小学校」の名称及び位置を追加する イ その他文言の整理を行う (2) 施行日 アの新設小学校の開校に伴う改正規定については令和4年4月1日、イに係る改正規定については公布の日

議案第 6 0 号	小山市立教育研究所設置条例の一部改正について 新庁舎開設に伴い、教育研究所の設置場所が現在の住所地から新庁舎へと移転となることに伴い、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 研究所の位置について「小山市犬塚3丁目1番地3」を「小山市中央町1丁目1番1号」に改める イ その他文言の整理を行う (2) 施行日 公布の日から施行し、研究所の位置についての規定は、令和3年5月6日から適用する
議案第 6 1 号	小山市立体育館整備及び運営事業の事業契約の一部変更について 平成31年3月に締結した小山市立体育館整備及び運営事業の事業契約を一部変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、提案するもの (1) 契約の目的 小山市立体育館整備及び運営事業 (2) 原契約代金額 5, 934, 476, 884円 (3) 変更後契約代金額 5, 876, 935, 241円 (4) 変更による減額分 57, 541, 643円 (5) 契約の相手方 思川PFIパートナーズ株式会社 (6) 変更の理由 小山市立体育館整備及び運営事業のうち建設費に対し、国の令和2年度第3次補正による防災・安全交付金8億3千万円を活用することで、建設費一括払分（サービス対価A）を増額し、建設費割賦払分（サービス対価B）を減額することにより、割賦払分の利息が減額になるため、契約代金額を変更する
議案第 6 2 号	建設工事請負契約の締結について 小山市役所旧庁舎及び別館解体工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するもの (1) 工事名 小山市役所旧庁舎及び別館解体工事 (2) 工事箇所 小山市中央町一丁目地内 (3) 工期 令和4年3月18日完成 (4) 工事内容 ア 旧庁舎 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建て 延床面積 5, 967㎡ イ 別 館 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て 延床面積 1, 688㎡ ウ 付帯施設 車庫、倉庫、変電設備等 (5) 契約の方法 一般競争入札 (6) 契約の金額 5月下旬決定予定 (7) 契約の相手方 5月下旬決定予定

議案第 6 3 号

建設工事請負契約の一部変更について

令和 2 年 9 月に締結した小山市豊田中学区新設小中一貫校（小学校）校舎・屋内運動場建設工事の建設工事請負契約の一部変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するもの

(1) 工事名 小山市豊田中学区新設小中一貫校（小学校）校舎・屋内運動場建設工事

(2) 変更前請負金額 1, 3 3 6, 5 0 0, 0 0 0 円

(3) 変更後請負金額 1, 3 5 4, 1 2 2, 0 0 0 円

(4) 変更による増額分 1 7, 6 2 2, 0 0 0 円

(5) 契約の相手方 板橋・斉藤・鯉沼特定建設工事共同企業体

(6) 変更の理由 校舎棟及び屋内運動場棟の土工事において想定していた深度に支持地盤の一部が現れなかったことに伴い、支持地盤から基礎までの嵩上げ補強を行う必要が生じたこと、また、外構工事での施工を予定していた外部倉庫 2 棟の設置について、建築・電気設備等の技術的な検討が必要であることから、本建設（建築）工事に対応することとしたため、請負金額を変更する

議案第 6 4 号

財産の取得について

大谷地区中心施設整備事業及び市道 7 2 1 5 号線整備事業に係る用地取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、提案するもの

(1) 取得する不動産

番号	大 字	字	地 番	地 目	地積（㎡）
1	横 倉	中 林	4 9 5 番 7	畑	4, 3 8 5. 0 4
2	横 倉	中 林	4 9 5 番 8	畑	6 9. 0 2
3	横 倉	中 林	4 9 5 番 9	畑	1, 1 2 4. 6 3
4	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 0	畑	2, 3 0 4. 3 6
5	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 1	畑	2, 1 5 7. 3 6
6	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 3	畑	9 7 3. 1 1
7	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 4	畑	2 0 1. 1 2
8	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 5	畑	1, 1 4 0. 5 0
9	横 倉	中 林	4 9 5 番 1 6 の一部	畑	2, 6 0 4. 8 9
10	横 倉	中 林	4 9 5 番 3 2	畑	7 9. 4 1
11	横 倉	中 林	4 9 5 番 5 0	宅地	4 9 5. 9 3
12	横 倉	中 林	4 9 5 番 6 2	畑	1 4 8. 0 5
13	横 倉	中 林	4 9 5 番 6 3	畑	1 5 0. 5 5
14	横 倉	中 林	4 9 5 番 6 4	畑	3 0 4. 8 8
15	横 倉	中 林	4 9 5 番 6 5	畑	1 5 1. 1 6
16	横 倉	中 林	4 9 5 番 6 6	畑	1 5 3. 1 0
17	横 倉	中 林	4 9 5 番 8 2	畑	1, 7 1 4. 0 9
18	横 倉	中 林	4 9 5 番 8 3	畑	9 7 7. 2 8

	19	横倉	中林	499番5	畑	1,008.32
	20	横倉	中林	499番6	畑	3,215.99
	21	横倉	中林	499番8	畑	2,069.32
	22	横倉	中林	499番9	畑	460.31
	23	横倉	中林	499番11	畑	33.62
	合 計					25,922.04
	(2)取得予定価額 379,550,295 円					
	(3)相手方					
	住 所				氏 名	
	小山市大字横倉388番地				阿久津 和 義	
	小山市大字横倉432番地				岩 崎 隆	
	小山市大字横倉533番地1				大 橋 千代美	
	小山市大字横倉800番地2				株式会社レッドリスト	
	小山市大字横倉585番地14				山 中 泰 輔	
	小山市大字横倉新田102番地75				水 沼 サユリ	
小山市駅南町5丁目10番17号				高 嶋 末 吉		
小山市駅南町5丁目10番17号				高 嶋 玲 子		
小山市大字横倉516番地				大 関 和 美		
小山市大字横倉585番地2				山 中 民 雄		
小山市大字横倉495番地50				前 島 元 一		
小山市大字横倉495番地				鈴 木 一 雄		
小山市大字横倉838番地				大 鷲 朗		
議案第65号	人権擁護委員候補者の推薦について 人権擁護委員の 福田 文江（ふくだ ふみえ）氏は令和3年9月30日をもって任期満了となるので、野澤 容子（のざわ ようこ）氏を後任として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの (1)氏 名 野澤 容子（のざわ ようこ）（1期目） (2)住 所 小山市大字下石塚350番地 (3)生年月日 昭和29年1月12日					
議案第66号	専決処分の承認を求めることについて（専決第38号 3月31日専決） 小山市税条例等の一部改正について 地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、承認を求めるもの (1)内 容 ア 小山市税条例の一部改正 (ア) 個人市民税に関すること a 給与所得者及び公的年金等受給者が市長に提出する扶養親族申告書について、電磁的方法による提供を行う場合必要となる税務署長の承認を廃止する b 退職所得者が市長に提出する退職所得申告書について、電磁的方法による提					

	供を行うことができる規定を創設するとともに、定義に係る規定を整備する c 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、拡充し期限を延長する (イ) 固定資産税に関すること a 土地の価格について、令和3年度から令和5年度までの間、地価の下落があり価格を据え置くことが適当でない場合は、価格の修正を行う措置を継続する b 宅地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の制度を継続しその上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別の措置を講じる c 用途変更宅地等について、令和3年度から令和5年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を行う d 農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の制度を継続しその上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により増額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く e 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、74条の規定を適用しない期間を令和8年度まで延長する f 法改正により生じた引用規程の整備等を行う (ウ) 特別土地保有税に関すること a 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等の課税の特例について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の制度を継続する (エ) 軽自動車税に関すること a 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し b 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする c 軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長する d 法改正により生じた引用規程の整備等を行う イ 小山市税条例の一部を改正する条例の一部改正 (ア) 法人市民税に関すること a 法改正により生じた引用規程の整備等を行う (2) 施行日 令和3年4月1日
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて（専決第39号 3月31日専決） 小山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、承認を求めるもの (1) 内 容 ア 宅地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の制度を継続しその上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別の措置を講じる イ 用途変更宅地等について、令和3年度から令和5年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を継続する ウ 農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の制度を継続しその上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加す

	る土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別の措置を講じる エ 用途変更宅地等について、令和３年度から令和５年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を行う オ 法改正により生じた引用規程の整備等を行う (2) 施行日 令和３年４月１日
--	---

報 告 第 2 号	専決処分の報告について 市道管理の瑕疵により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの ◇専決第33号（令和3年1月22日専決） 令和2年12月1日 市内大字今里地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 4, 8 6 0円 ◇専決第34号（令和3年2月10日専決） 令和2年7月31日 市内大字出井地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 5, 0 4 3円 ◇専決第35号（令和3年2月16日専決） 令和2年7月30日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 3 4, 9 3 6円 ◇専決第36号（令和3年3月4日専決） 令和3年1月11日 市内城東地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 8 7, 2 7 4円 ◇専決第37号（令和3年3月9日専決） 令和2年11月14日 市内大字間中地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 1, 0 7 8円
報 告 第 3 号	専決処分の報告について J R小山駅構内さくら道に設置している広告柱の亚克力製チラシ入れ11か所を、消火器噴霧などにより破壊されたが、修繕費用を相手方が負担し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの ◇専決第1号（令和3年4月20日専決） 令和2年12月7日 さくら道に設置している広告柱の亚克力製チラシ入れ11か所を消火器噴霧などにより破壊されたもの 修繕費用 1 1 3, 7 4 0円

報 告 第 4 号	令和2年度小山市一般会計繰越費繰越計算報告について 豊田中学区新設小学校整備事業の繰越費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するもの <table> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> <tr> <td>(1) 豊田中学区新設小学校整備事業</td><td>348,226,000</td></tr> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 豊田中学区新設小学校整備事業	348,226,000																																																				
事業名	繰越額（円）																																																								
(1) 豊田中学区新設小学校整備事業	348,226,000																																																								
報 告 第 5 号	令和2年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について 大谷地区中心施設整備事業等の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するもの <table> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> <tr><td>(1) 大谷地区中心施設整備事業</td><td>51,407,000</td></tr> <tr><td>(2) 新庁舎整備事業</td><td>83,700,000</td></tr> <tr><td>(3) 新庁舎機器整備事業</td><td>26,269,000</td></tr> <tr><td>(4) 「はとむぎ」の健康効能を活かした健康長寿のまちづくり事業</td><td>4,400,000</td></tr> <tr><td>(5) 災害対策本部システム事業</td><td>228,679,000</td></tr> <tr><td>(6) 新庁舎防災関係システム移設事業</td><td>21,175,000</td></tr> <tr><td>(7) 市立保育所管理運営費</td><td>4,290,000</td></tr> <tr><td>(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業</td><td>952,088,000</td></tr> <tr><td>(9) 雇用調整助成金利用促進補助事業</td><td>5,750,000</td></tr> <tr><td>(10) 農業振興地域整備促進事業</td><td>1,540,000</td></tr> <tr><td>(11) 強い農業・担い手づくり総合支援事業</td><td>71,481,000</td></tr> <tr><td>(12) 農地耕作条件改善事業</td><td>46,750,000</td></tr> <tr><td>(13) 森林経営管理事業</td><td>900,000</td></tr> <tr><td>(14) 営業時間短縮要請協力事業者支援事業</td><td>54,720,000</td></tr> <tr><td>(15) 小山駅周辺地区道路整備事業</td><td>3,900,000</td></tr> <tr><td>(16) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業</td><td>21,750,000</td></tr> <tr><td>(17) 狭あい道路整備等促進事業</td><td>9,300,000</td></tr> <tr><td>(18) 排水強化対策事業</td><td>230,118,000</td></tr> <tr><td>(19) 栗宮地区都市再生整備事業</td><td>16,780,000</td></tr> <tr><td>(20) 城山町二丁目第一地区市街地再開発事業</td><td>158,940,000</td></tr> <tr><td>(21) 3・4・101城東線道路改良事業</td><td>1,600,000</td></tr> <tr><td>(22) 街区公園整備事業</td><td>18,500,000</td></tr> <tr><td>(23) 間々田八幡公園改修事業</td><td>17,941,000</td></tr> <tr><td>(24) 公園施設長寿命化対策事業</td><td>32,400,000</td></tr> <tr><td>(25) タブレット端末配置事業</td><td>7,722,000</td></tr> <tr><td>(26) トイレ改修事業</td><td>59,000,000</td></tr> <tr><td>(27) 市立体育館整備事業</td><td>1,710,000,000</td></tr> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 大谷地区中心施設整備事業	51,407,000	(2) 新庁舎整備事業	83,700,000	(3) 新庁舎機器整備事業	26,269,000	(4) 「はとむぎ」の健康効能を活かした健康長寿のまちづくり事業	4,400,000	(5) 災害対策本部システム事業	228,679,000	(6) 新庁舎防災関係システム移設事業	21,175,000	(7) 市立保育所管理運営費	4,290,000	(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	952,088,000	(9) 雇用調整助成金利用促進補助事業	5,750,000	(10) 農業振興地域整備促進事業	1,540,000	(11) 強い農業・担い手づくり総合支援事業	71,481,000	(12) 農地耕作条件改善事業	46,750,000	(13) 森林経営管理事業	900,000	(14) 営業時間短縮要請協力事業者支援事業	54,720,000	(15) 小山駅周辺地区道路整備事業	3,900,000	(16) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業	21,750,000	(17) 狭あい道路整備等促進事業	9,300,000	(18) 排水強化対策事業	230,118,000	(19) 栗宮地区都市再生整備事業	16,780,000	(20) 城山町二丁目第一地区市街地再開発事業	158,940,000	(21) 3・4・101城東線道路改良事業	1,600,000	(22) 街区公園整備事業	18,500,000	(23) 間々田八幡公園改修事業	17,941,000	(24) 公園施設長寿命化対策事業	32,400,000	(25) タブレット端末配置事業	7,722,000	(26) トイレ改修事業	59,000,000	(27) 市立体育館整備事業	1,710,000,000
事業名	繰越額（円）																																																								
(1) 大谷地区中心施設整備事業	51,407,000																																																								
(2) 新庁舎整備事業	83,700,000																																																								
(3) 新庁舎機器整備事業	26,269,000																																																								
(4) 「はとむぎ」の健康効能を活かした健康長寿のまちづくり事業	4,400,000																																																								
(5) 災害対策本部システム事業	228,679,000																																																								
(6) 新庁舎防災関係システム移設事業	21,175,000																																																								
(7) 市立保育所管理運営費	4,290,000																																																								
(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	952,088,000																																																								
(9) 雇用調整助成金利用促進補助事業	5,750,000																																																								
(10) 農業振興地域整備促進事業	1,540,000																																																								
(11) 強い農業・担い手づくり総合支援事業	71,481,000																																																								
(12) 農地耕作条件改善事業	46,750,000																																																								
(13) 森林経営管理事業	900,000																																																								
(14) 営業時間短縮要請協力事業者支援事業	54,720,000																																																								
(15) 小山駅周辺地区道路整備事業	3,900,000																																																								
(16) 間々田駅周辺地区第三期道路整備事業	21,750,000																																																								
(17) 狭あい道路整備等促進事業	9,300,000																																																								
(18) 排水強化対策事業	230,118,000																																																								
(19) 栗宮地区都市再生整備事業	16,780,000																																																								
(20) 城山町二丁目第一地区市街地再開発事業	158,940,000																																																								
(21) 3・4・101城東線道路改良事業	1,600,000																																																								
(22) 街区公園整備事業	18,500,000																																																								
(23) 間々田八幡公園改修事業	17,941,000																																																								
(24) 公園施設長寿命化対策事業	32,400,000																																																								
(25) タブレット端末配置事業	7,722,000																																																								
(26) トイレ改修事業	59,000,000																																																								
(27) 市立体育館整備事業	1,710,000,000																																																								

報 告 第 6 号	令和2年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計繰越明許費繰越計算報告について 墓園やすらぎの森整備事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するもの <table> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 墓園やすらぎの森整備費</td><td>45,400,000</td></tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 墓園やすらぎの森整備費	45,400,000						
事業名	繰越額（円）										
(1) 墓園やすらぎの森整備費	45,400,000										
報 告 第 7 号	令和2年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について 配水設備拡張事業等に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するもの <table> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 配水設備拡張事業</td><td>61,000,000</td></tr> <tr> <td>(2) 配水設備改良事業</td><td>72,000,000</td></tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 配水設備拡張事業	61,000,000	(2) 配水設備改良事業	72,000,000				
事業名	繰越額（円）										
(1) 配水設備拡張事業	61,000,000										
(2) 配水設備改良事業	72,000,000										
報 告 第 8 号	令和2年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について 小山城南污水中継ポンプ場新設工事等の継続費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告するもの <table> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小山城南污水中継ポンプ場新設工事</td><td>55,000,000</td></tr> <tr> <td>(2) 小山水処理センター更新工事（管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備）</td><td>369,020,000</td></tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 小山城南污水中継ポンプ場新設工事	55,000,000	(2) 小山水処理センター更新工事（管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備）	369,020,000				
事業名	繰越額（円）										
(1) 小山城南污水中継ポンプ場新設工事	55,000,000										
(2) 小山水処理センター更新工事（管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備）	369,020,000										
報 告 第 9 号	令和2年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について 公共下水道事業污水管渠建設事業等に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するもの <table> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>繰越額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業</td><td>82,336,000</td></tr> <tr> <td>(2) 公共下水道事業処理場建設事業</td><td>17,200,000</td></tr> <tr> <td>(3) 雨水施設建設事業</td><td>100,865,000</td></tr> <tr> <td>(4) 固定資産取得事業</td><td>400,000</td></tr> </tbody> </table>	事業名	繰越額（円）	(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業	82,336,000	(2) 公共下水道事業処理場建設事業	17,200,000	(3) 雨水施設建設事業	100,865,000	(4) 固定資産取得事業	400,000
事業名	繰越額（円）										
(1) 公共下水道事業污水管渠建設事業	82,336,000										
(2) 公共下水道事業処理場建設事業	17,200,000										
(3) 雨水施設建設事業	100,865,000										
(4) 固定資産取得事業	400,000										

記者会見資料

総合政策部 総合政策課

1. 件 名

小山市地域おこし協力隊員辞令交付式について

～こんにちは！4人目の小山市地域おこし協力隊です！～

2. 内 容

小山市では、地域に移住・定住し、地域活性化に資する活動を意欲的に行う「地域おこし協力隊」を平成29年度から採用し、渡良瀬遊水地を活用した観光地化事業や農泊推進事業、ふるさと納税推進事業の活動を行ってまいりました。

この度、小山駅周辺地区のまちづくりプランの策定など、「地域の方々のニーズの把握」や「機運づくり」、計画策定後の実効性を担保する「官民連携の枠組み(エリアプラットフォーム)の構築」を行う専門的な人材が必要と考え、まちづくりに興味のある方や経験のある方を「まちなかの魅力磨き上げ推進事業」に従事する地域おこし協力隊として募集し、1名任用することとなりました。

3. 辞令交付式

(1)日 時 令和3(2021)年6月1日(火)午前8時30分から

(2)場 所 市長公室

(3) 活動内容

まちなかの魅力磨き上げ推進事業(所管課:まちづくり推進課)

- ①まちづくりプラン策定・実行の支援業務
- ②公共空間及び遊休不動産を活用した企業支援
- ③まちなかの活性化に必要なイベントの企画運営
- ④社会実験及びワークショップ開催支援業務
- ⑤ウェブサイト・SNS等を活用した情報発信

記者会見資料

総合政策部 自然共生課

1. 件 名

渡良瀬遊水地コウノトリ交流館開館1周年記念イベントの実施について
～おかげさまで開館1周年を迎え、多くのお客様にご来場いただきました！～

2. 内 容

小山市ではラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」の「保全」と「賢明な利用」のため、コウノトリをシンボルとした貴重な湿地環境の保全と地域の活性化に取り組んでいます。市では、この取り組みの推進拠点として、コウノトリをはじめとした渡良瀬遊水地に関する情報発信やエコツーリズムの受付機能等を持たせた「渡良瀬遊水地コウノトリ交流館」を令和2年5月30日に開館しました。

この度、渡良瀬遊水地コウノトリ交流館(情報発信・展示棟)では、開館1周年を記念したイベントを以下のとおり開催します。

3. 記念イベントの概要

(1)1周年記念企画展

●期間:6月12日(土)～6月27日(日)

●内容:初代小山市地域おこし協力隊員伴瀬恭子さんの3年間の活動と共に、渡良瀬遊水地に定着するコウノトリの飛来から野外繁殖成功までの軌跡をパネルや写真・映像等でご紹介します。

※伴瀬恭子さん……平成30年1月から令和2年12月までの3年間、初代小山市地域おこし協力隊員として、渡良瀬遊水地の魅力発信事業に取り組んでいただきました。3年間の経験を活かし、令和3年4月より、NPO 法人わたらせ未来基金のスタッフとして、渡良瀬遊水地コウノトリ交流館の受付・案内業務等を行っています。

(2)渡良瀬遊水地コウノトリ交流館クイズラリー

●期間:6月12日(土)～6月27日(日)

●内容:コウノトリや渡良瀬遊水地に関するクイズに挑戦しながら、交流館の施設内を巡るクイズラリーを開催します(参加無料・交流館事務所で受付)。

(3)来館者 11,111 人到達記念品の贈呈

開館1周年を迎える5月30日前後に来館者11,111人の到達が見込まれることから、1周年の「1」にちなんで、「11,111 人目」となる来館者へ記念品(コウノトリにゆかりのある小山ブランドの詰め合わせ)を贈呈します。